

「日高市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」の運用基準

(平成30年9月20日決裁)

日高市が締結する契約に係る指名停止等の措置については、「日高市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」(以下「要綱」という。)に定めるほか、下記のとおり運用する。

記

1 要綱第2条(定義等)第1項関係

「実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者」(第1号関係)の確認は、起訴状及び当該有資格業者からの聴取結果等に基づいて行う。

2 要綱第3条(指名停止)第1項関係

(1) 指名停止期間中の有資格業者に対し、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知は、別途行う。

(2) 指名停止期間中の有資格業者が、入札参加資格の更新申請を行い、再度、有資格事業者となった場合は、既に受けている指名停止の期間を引き継ぐ。この場合、要綱第7条に規定する通知を改めて行うことはしない。

3 要綱第5条(指名停止期間の特例)第2項関係

有資格業者が、当初の指名停止の措置を受けた日より前に、別表各項に掲げる措置要件に該当する行為を行っていた場合、当該有資格業者に対して要綱第5条第2項(加重措置)は適用しない。

4 要綱別表第1関係

(1) 契約違反の項(第4号)関係

市契約の履行に当たり、契約に違反した場合は、例として次のような場合をいう。

ア 事故報告を行わなかった等、必要な報告を怠った場合

イ 指名停止期間中の有資格業者を下請負人又は再委託先として使用した場合

(2) 公衆損害事故及び関係者事故の項(第5号から第8号まで)関係

次に該当する場合は、原則として、指名停止の措置は行わない。

ア 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたと認められる事故

イ 第三者の行為により生じたと認められる事故

(3) 市契約における事故（第5号及び第7号）関係

ア 安全管理の措置が不相当であったと認められる場合とは、例として次のような場合をいう。

(ア) 設計図書等により示された事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合

(イ) 発注者の調査結果等により、当該事故について受注者の責任が明白となった場合

(ウ) 当該契約の関係者が、刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は、逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ ア以外の負傷事故において、労働基準監督署から是正勧告があった場合は、要綱第11条に規定する警告の措置を行うものとする。

(4) 一般契約における事故（第6号及び第8号）関係

労働基準監督署から是正勧告があった場合は、要綱第11条に規定する警告の措置を行うものとする。

5 要綱別表第2関係

(1) 課徴金減免制度の適用事業者（免除する場合を含む。）については、別表第3の措置期間を加算した上で軽減する。なお、措置期間の計算における0.5月は15日とする。

(2) 「業務」（第3号、第4号及び第7号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

(3) 「不正又は不誠実な行為」（第7号）関係

ア 「不正又は不誠実な行為」とは、別表第2第7号の特記のほか、例として次のような場合をいう。

(ア) 市契約に関する低入札価格調査に応じない場合

(イ) 営業許可取消又は営業停止等の行政処分が行われた場合

(ウ) 有資格業者の過失による入札手続の遅延等著しく信頼関係を損なう行為があった場合

イ 次に該当する場合は、指名停止の措置は行わない。

(ア) 逮捕された場合であっても、逮捕容疑を慎重に判断する必要があると認められる場合

(イ) 市外における死亡事故以外の事故

附 則

この基準は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。